

利用者への権利侵害事案④

【事案】

職員による利用者の預り金着服（約 70 万円）

【事案の概要】

生活支援員をしていた 30 代の男性職員が、障害者支援施設とケアホームを利用する複数の利用者より預かったお金から約 70 万円余りを着服。当該職員は預かったお金で利用者の日用品を購入する際に私物を一緒に購入するなどしていた。法人の内部監査で不正が発覚し、当該職員は全額を弁済した上で退職。県は、当該施設に対して緊急の特別監査を行った。

【発生に至ってしまった背景（考察）】

利用者からの預り金に関しては、生活必要品の購入や旅行の際の小遣い等、必要に応じて生活支援員が会計担当職員に必要物品を申告・請求することにより管理が行われていたが、一部に領収書等の添付がない支出や、明細の中に明らかに利用者が要望していないと思われる品物があるなど、生活支援員からの申請・請求内容に対するチェック体制ならびに組織としての管理体制が不十分であったことは明らかである。また、物品購入後も会計担当職員や利用者本人及び担当外職員による現品検収の体制が構築されていないことなどが推察される。